

ケイボウタイムズ

～警防課の「いま」を伝える～

第29回 防災協定で備える

—関係機関・企業との連携体制—

警防課〈警防〉

災害現場での活動を支える「警防部 警防課」。
「ケイボウタイムズ」では、毎号、警防課の各担当によ
る「この時期だから伝えたい」旬なネタを掲載するほか、
警防課が取り組む施策や事業についてお伝えします。

防災協定とは

防災協定は、災害や重大事故の発生時に、関係
機関・企業の「誰が」「何を」「どのように」協力
するかをあらかじめ取り決めたものです。連絡・
要請系統、出動や派遣の手順、資器材の提供、専
門人材の派遣、活動時の調整事項等を平時から整
理しておくことで、発災時の混乱を抑え、初動対
応を強力に後押しします。

■防災協定の具体的な連携事例

大阪市消防局が締結している防災協定には、災
害時に様々な機関や企業と連携し、市民の安全を
守るための具体的な仕組みが盛り込まれています。

①警察との相互応援協定

【内容】大規模な災害や暴動など非常事態が発生し
た際、警察と消防が相互に応援を要請し合い、現
場で協力して対応します。

【例】大規模火災や地震発生時の警察による交通規
制や避難誘導を行い、消防が消火・救助活動を円
滑に進められるよう連携します。

②ガス会社との連携に関する協定（大阪ガス株式会 社）

【内容】ガス漏れや爆発事故が発生した場合、現場

【例】バッテリー火災現場で、再燃防止のためにバッ
テリーを水密コンテナに収容し、発生した汚水を
適切に処理します。

⑧粉体・土砂災害時の吸引車出動協定（写真2）

【内容】サイロや土砂崩れなどで土砂や粉体による
埋没事故が発生した場合、吸引車や超高压洗浄車
を要請し、救助活動を支援します。

【例】倉庫内で大量の穀物が崩れて人が埋まった場
合、吸引車で迅速に粉体を除去し、救出活動を行
います。

に合同指揮所を設置し、大阪ガスがガスの検知や
遮断など必要な措置を実施します。

【例】建物火災でガス漏れが疑われる場合、消防と
ガス会社が現場で情報を共有し、迅速にガスを遮
断して二次災害を防ぎます。

③医療機関との協定（大阪公立大学医学部附属病院）

【内容】NBC災害（化学・生物・放射線災害）や
特殊な現場で、専門知識を持つ医師が現場に赴い
たり、電話でアドバイスを行います。

【例】化学物質漏洩事故で、医師が現場で救助隊に
医学的見地から助言し、被害者の応急処置や搬送
方法を助言します。

④鉄道会社との協定（私鉄9社・JR西日本）

【内容】鉄道事故や火災が発生した場合、鉄道会社
と消防が情報共有や避難誘導、安全管理措置を協
力して行います。

【例】駅構内で火災が発生した際、鉄道会社が電車
の運行を停止し、消防が安全に消火・救助活動を
実施します。

⑤重機・クレーン会社との協定

【内容】建物倒壊や土砂災害などで重い障害物を除
去する必要がある場合、重機やクレーンを迅速に
出動させます。

【例】地震で倒壊した建物の下敷きになった人を救
出するため、クレーン車や解体業者の車両を現場
に派遣し、障害物を除去します。

おわりに

近年、災害の大規模化・複雑化に加え、社会情
勢の変化や技術革新の進展に伴い、消防を取り巻
く環境は大きく変化しています。このような状況
の中、市民の生命、身体及び財産を守るために、
従来の消防力の充実強化に加え、多様な主体との
連携の可能性について幅広く検討していくことが
求められています。技術動向や他都市の取組状況
等を注視しながら、消防活動の高度化や安全性向
上に資する連携手法について、調査・研究を進め
ていく必要があります。

今後も、既存の枠組みにとらわれることなく、
様々な分野における官民連携の可能性を探索し、
将来の災害対応力の向上につながる取組について、
幅広く検討を進めていきます。



写真1 リチウムイオンバッテリー火災現場

- ①火災を起こした電気自動車の吊り上げ
- ②事故車を水密コンテナに収容
- ③バキュームによる汚水の抜き取り作業



写真2 埋没事故を想定した吸引車の訓練

第2章 審査

第1 消防用設備等の設置単位

- (1) 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定(・・・中略・・・)のない限り、棟であり、敷地ではないこと。
- (2) 棟とは、原則として、独立した1の建築物又は**2以上の独立した1の建築物が渡り廊下等で相互に接続されて一体となったものをいう**こと。なお、「相互に接続」とは構造的に接続されているものであるということ。

となっており、台帳の「規制対象物数」＝「消防用設備の設置単位数」ということになります。

ここが**火災損害調査要綱第12条第2項第1号**と相反する内容になっているため、台帳に記載されている棟の数と、火災により焼損した棟の数異なる場合が出てくるんですね💡

何故、わざわざ違う方法で算定するの??



実は、消防用設備等を設置することと火災損害調査を行うことのそれぞれの**目的の違い**がヒントになっています🔍

消防用設備等を設置する目的

「**火災発生時の人的、物的被害を軽減する**」ことが主な目的となります。

消防用設備等の設置単位を決めるにあたり、渡り廊下で接続されているだけで別棟扱いにしまうと、実際は複数の棟が渡り廊下で接続されている大規模な建物であるにも関わらず、棟ごとに消防用設備の要否を判断することになってしまいます。

結果的に、大規模な建物であるにも関わらず、屋内消火栓やスプリンクラー設備、自動火災報知設備が設置されていないといったような、火災に対して極めて脆弱な建物が出来上がってしまいます。

よって、消防設備等の設置単位は、原則、渡り廊下等で接続されている場合は1棟と算定します。

火災損害調査を行うことの目的

「**火災により受けた損害を明らかにし、類似火災の防止に役立てる**」ことはもちろん、「**調査により明らかになった損害を市民に広報し火災予防に役立てる**」ことが目的です。

ですので、例えば渡り廊下で接続された建物が、渡り廊下を介して広範囲に延焼した場合に、消防用設備等の設置単位が1だからといって焼損棟数も1棟としてしまうと、データ上（火災報告上）は「渡り廊下を介して広範囲に延焼した」という事実が残らない可能性が出てきます。

これでは類似火災の防止や市民広報を進める上で有用なデータとならない恐れが出てくるため、消防用設備等の設置単位（＝消防同意審査要領や建築基準法）に依存しない火災損害調査独自の算定方法を採用しているのです💡

今回のまとめ

- ・ 予防台帳に記載されている棟の数の鵜呑みは厳禁！
- ・ 火災現場での実況見分時に棟の数を算定すべし！

次回は実際の建物を例に棟数の算定をしてみたいと思います。ご期待ください！！



西脇司令補

今月号と来月号は、2本立てで火災により焼損した棟の数え方をご紹介します。今回は、規制対象物における棟数の算定について整理します。
私たちが普段、予防業務等で使用している**予防台帳（検査対象物台帳）**に記載されている**棟の数と異なる場合があるため注意**が必要です。

大阪市火災損害調査要綱 第12条（棟数の算定）によると・・・

第1項 **焼損した建物の数は、棟ごとに算定する。**

第2項 **前項の棟とは、独立した建物をいう。**ただし、次の各号の一に該当するものは、それぞれの区分により算定する。

- (1) **渡廊下の類で2以上の棟が接続されているものは、その部分を等分して各棟と同一棟とする。**
- (2) **棟に接着して設けられる下屋又はこれに類するものは、当該棟と同一棟とする。**
- (3) **構造のいかんにかかわらず屋根及び小屋組が一体となつていものは、同一棟とする。**
- (4) **棟と棟との空間を利用して、屋根部を増設し、既設建物と機能上一体（屋内で連絡し、用途上密接な関係にある場合をいう。以下同じ。）である場合は、その部分を等分して各棟と同一棟とする。**
- (5) **耐火構造の建物の屋上に増設された木造又は防火構造の建物は、別棟とする。ただし、それらが階段により屋内で連絡されている場合は、同一棟とする。**
- (6) **建物の外壁を利用して設けられた差しかけ部分が当該建物と機能上一体である場合は、同一棟とする。**
- (7) **建物内の一部に設けられたプレハブ建物等は、当該建物と同一棟とする。**
- (8) **建物でない上家の一部を壁体で区画し、事務所、待合室、詰所又は店舗等の用に供する建物は、当該区画をもつて独立した棟とする。**
- (9) **地下街（法第8条の2に定める地下街をいう。）は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第112条に定める有効な防火区画ごとに独立した棟とする。**
- (10) **高架下の連続した建物は、原則として当該高架の脚から脚までを独立した棟とする。**

となっています。（すこしむずかしいですね……💡）

特に第2項第1、5、9、10号は予防台帳に記載されている棟の数と異なる算定方法になっているため、火災により焼損した棟を予防台帳に基づいて算定をすると、誤った棟の数になってしまう場合があります。

あくまでも**火災損害調査要綱に基づいて算出することが重要**です💡



ちなみに・・・

予防台帳に記載されている棟の数は「**規制対象物数**」と「**規制外棟数**」の2つに分けて記載されており、例えば「規制対象物数：1」、「規制外棟数：2」となっている場合、同一敷地内に建物が3つある（3棟ある）ということになります。 ※特例、個別協議等により例外あり。

ここでの**規制対象物や規制外棟の数は、主に消防同意審査要領や建築基準法に基づき算定**されており、先ほどの火災損害調査要綱とは異なる算定方法のため、結果的に予防台帳に記載されている棟の数と、火災調査において算定する棟の数異なる場合が出てくるのです。



はじめに

予防課では、令和7年中に発生した建物火災のうち、消防法という消防用設備等の設置又は防火管理について規制を受ける対象物（以下「規制対象物」という。）の火災発生状況を用途別、原因別に分析しました。その結果を3回にわたってお届けします。

大阪市内の火災概況

令和7年中に大阪市内で発生した火災全件の状況をみると、火災件数733件、焼損床面積7,435㎡、損害額8億2,039万2千円でした。

令和6年中に比べて火災件数は12件の増加、焼損床面積は2,242㎡の増加、そして損害額は2億2,340万5千円の増加となりました。

次に火災の内訳についてみると、建物火災582件、車両火災44件、その他の火災107件でした。

火災による死者は、放火自殺者を除くと34人で、前年に比べて11人増加し、放火自殺者は1人で、

前年に比べて2人減少しました。また、火災による負傷者は154人で、前年に比べて8人減少している状況です。

規制対象物の火災

令和7年中に発生した建物火災582件について、規制対象物に限定して火災状況をみると、規制対象物で発生した火災は461件で建物火災の79.2%に及びます。焼損床面積は3,532㎡、損害額は5億551万円となっています。

前年に比べて、火災件数は26件の増加、焼損床面積は1,689㎡の増加、そして損害額は2億9,215万8千円増加しています。

火災による死者は、放火自殺者を除くと20人で、前年に比べて7人増加しています。また、火災による負傷者は106人で、前年に比べて5人減少している状況です。

出火用途別にみた規制対象物の火災

次に規制対象物における火災の発生率をみると、休止休業中のもを除いた市内の規制対象物112,388件のうち火災が発生した規制対象

物は461件で、全体の4.1%になります。

これらを消防法施行令別表第一に掲げる用途別の火災発生件数でみると、共同住宅等（5）項口が190件と最も多く、次いで不特定多数の人が利用する複合用途防火対象物（16）項イが124件、その他の複合用途防火対象物（16）項ロが38件、作業場等（12）項イが30件となっており、これらの用途だけで規制対象物火災全体の82.9%を占めています。（表1）

さらに、規制対象物における火災について、出火用途別（複合用途防火対象物においては、出火した部分の用途）の発生率をみると、共同住宅等（5）項口が233件で全体の51.2%、飲食店（3）項ロが88件で（19.1%）、作業場等（12）項イが35件（7.6%）となっています。（図1）

なお、複合用途防火対象物（16）項で発生した火災162件の出火した部分の用途を件数の多い順にみると、飲食店等（3）項ロ部分から出火した火災が61件、共同住宅等（5）項口が43件、事務所等（15）項が14件となっています。

出火原因別にみた規制対象物の火災

規制対象物における火災461件を出火原因別でみると、電気製品が72件（15.6%）、たばこが68件（14.7%）、てんぷら油が60件（13.0%）、電気配線類が58件（12.6%）、ガスこんろが56件（12.1%）、となっています。（図2）

おわりに

令和7年中の規制対象物における火災のうち約5割を「共同住宅等」が占めていました。また、出火原因の1位が「電気製品」となったことが特徴的です。近年、電気関係の火災の割合が増加していることから「電気製品」や「電気配線類」の取扱いの注意喚起を行うなど、引き続き市民に対する火災広報や火災予防対策を推進していく必要があります。

次号では、火災発生時における避難、防火管理者の選任状況、初期消火活動の状況等について取り上げる予定です。

表1 令別表第一（用途別）火災発生件数（比率は、小数点第二位を四捨五入）

令別表		用途	件数	比率(%)
(1) 項	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場	-	-
	ロ	公会堂・集会場	1	0.2
(2) 項	イ	キャバレー・カフェ・ナイトクラブ等	1	0.2
	ロ	遊技場・ダンスホール	1	0.2
	ハ	性風俗関連施設	-	-
	ニ	カラオケ・個室ビデオ等	-	-
(3) 項	イ	待合・料理店等	-	-
	ロ	飲食店	27	5.9
(4) 項		百貨店・マーケット等	4	0.9
(5) 項	イ	旅館・ホテル等	11	2.4
	ロ	共同住宅等	190	41.2
(6) 項	イ	病院・診療所等	2	0.4
	ロ	養護老人ホーム・老人短期入所施設等	2	0.4
	ハ	老人デイサービスセンター・児童養護施設等	3	0.7
	ニ	幼稚園・特別支援学校	-	-
(7) 項		小中高校・大学校等	4	0.9

令別表		用途	件数	比率(%)
(8) 項		図書館・博物館等	-	-
(9) 項	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場等	-	-
	ロ	イ以外の公衆浴場	-	-
(10) 項		停車場・発着場	1	0.2
(11) 項		神社・寺院・教会等	1	0.2
(12) 項	イ	工場・作業場	30	6.5
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	-	-
(13) 項	イ	車庫・駐車場	1	0.2
	ロ	飛行機等の格納庫	-	-
(14) 項		倉庫	6	1.3
(15) 項		事務所等	14	3
(16) 項	イ	特定の複合用途防火対象物	124	26.9
	ロ	その他の複合用途防火対象物	38	8.2
(16の2) 項		地下街	-	-
(17) 項		文化財	-	-
(18) 項		延長50メートル以上のアーケード	-	-
合計			461	100

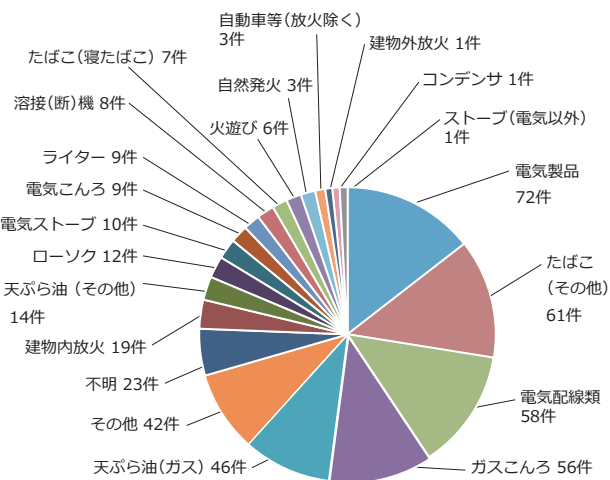


図2 出火原因別火災発生件数(総数461件)

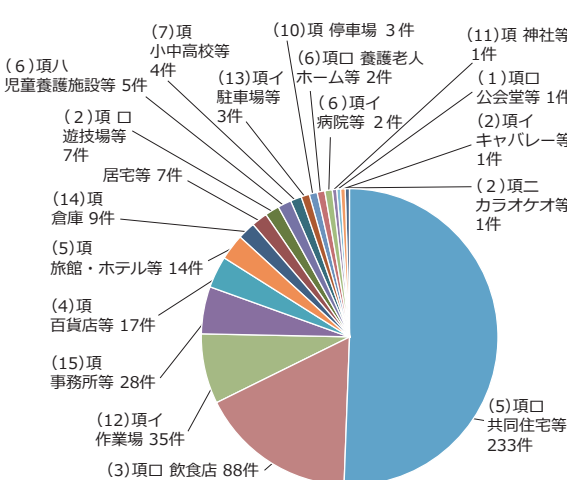


図1 出火用途別火災発生件数(総数461件)

東住吉消防署

日勤のやる気スイッチ



東住吉消防署では毎朝9時に日勤者全員でミーティングを行っています。

今日の出勤状況や業務予定に加えて、危険物安全週間中には担当から危険物の豆知識を披露したり、予防にアツイ副署長からは近年の予防情勢にまつわるお話があったり。ちょっとした休日の出来事を話したりすることもあります。

和やかなミーティングは日勤者を仕事モードに切り替える、やる気スイッチになっています。

さて、今日も1日頑張りましょう!!

水上消防署

バースデーがつなげる職場



当署には毎月、職員が密かに注目する掲示物があります。それは、顔写真付きの「職員バースデーボード」です。

職員が自然と目にする場所に掲示しているため、「おめでとうございます!」といった会話が生まれています。

災害対応など緊張感のある職場だからこそ、こうした何気ないコミュニケーションは、職員同士のつながりを深めるきっかけとなっています。

この職員バースデーボードを通じて、今日も職場に和やかな雰囲気が広がっています。



次回は、北、此花、中央、西、浪速、西淀川、東成、西成の8消防署の様子をご紹介します。どうぞご期待ください。



鶴見消防署

危険物安全週間に伴う合同訓練を実施



6月10日(水)、管内で唯一「第4類危険物事業所火災警防計画」の策定対象施設である、荒川化学工業株式会社大阪工場と合同訓練を実施しました。

訓練では、危険物貯蔵所で火災が発生した想定のもと、自衛消防隊と連携を図りながら、消火・救助・情報伝達の手順を確認し、最後は梯子車と化学車による一斉放水で鎮圧しました。

鶴見消防署は今後も、事業所との連携を強化し、市民の皆さまが安心して暮らせる「災害に強いまち・安全な都市」の実現を目指します。

平野消防署

水防訓練を実施しました



近年は集中豪雨などの大雨が増え、河川の増水・氾濫への備えが欠かせません。

大和川の氾濫に備え、当署は水防団の指導で土嚢の作り方を学ぶ水防訓練を実施しました。土の入れ方、袋の縛り方、運搬時の安全確認を反復し、玄関や勝手口など開口部への効果的な積み方も確認。

今後も関係機関と連携し、地域の安全確保に努めます。

FRONT LINE

—— 消防署の“いま”を伝えます ——

大阪市内 25 署の最新の取り組みや近況をご紹介します。

東淀川消防署

「危機管理論」授業に協力しました



東淀川消防署では産官学連携として、大阪成蹊大学経営学部公共政策コース3年生に講義を実施しました。

消防・救急業務の概要や災害現場で消防職員が抱えるリスクを伝えたのち、「火災件数や火災による死者を減らすには?」「救急車の適正利用を促すには?」の2つの課題についてグループディスカッションを実施し、年齢層に応じた広報媒体の活用や課題への対応策など、活発に多くの意見が交わされました。

城東消防署

季節に応じた標語で火災予防



城東消防署では、市民の皆さまに防火・防災への関心を高めていただくことを目的として、季節ごとの注意喚起を取り入れた標語を作成し、庁舎前の電光掲示板へ掲示しています。

春は火災予防運動、夏は熱中症対策、秋は台風や防災への備え、冬は暖房器具による火災予防など、その時期に応じた内容を市民の皆さまへ分かりやすく発信しています。掲示板を通じて地域住民の皆さまへ身近に情報を届け、防災意識の向上につなげられるよう、今後も継続して広報活動に取り組んでまいります。

大正消防署

「大阪の消防大賞」を受賞しました



昨年10月に大正区内の工場で、銅板に足を挟まれた男性を救出した活動が、第41回「大阪の消防大賞」に選出され、令和8年7月10日(金)に大東市立総合文化センターで表彰式が行われました。

当日は、大正特別救助隊の原田祥吾隊長が代表

で受賞し、愛娘である風咲さんが受賞者の皆さまへ感謝の作文を発表され、会場は穏やかな雰囲気になりました。

原田隊長の感慨もひとしおであったことでしょう。

旭消防署

合同訓練を実施しました



令和8年度危険物安全週間に伴い、管内の事業所と合同訓練を実施しました。

事業所側は通報、初期消火及び避難訓練を実施し、消防隊は今年度から旭消防署に配備されたLT車(高所作業車)を使用しての救出訓練を実施しました。また、訓練後には火災の傾向等の講義を実施し、近年増加傾向にあるリチウムイオン電池に起因する火災など、身近な火災危険に関する予防意識の向上を図りました。

事業所と消防の連携を深め、危険物事故や火災の未然防止に向けた実りのある機会となりました。

共に学び 共に成長

皆さん、内外部を問わず様々な研修を受講されるかと思いますが、研修で得た知識を自分だけのものになっているのがもったいないと感じたことはありませんか？
このコーナーは、研修受講者が研修の良かった点や他の人に伝えたいと感じたことを紹介し、皆さんと共有するコーナーです。共に学び共に成長しましょう！



警防課（救助）消防司令補
嵯峨 直樹

第9回 令和7年度 専科教育「警防科（117期）」（総務省消防庁消防大学校）

はじめに

令和7年10月23日から12月12日までの51日間、総務省消防庁消防大学校において、専科教育「警防科（117期）」を受講しました。

本研修は、「警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に習得させるとともに、教育指導者等としての資質を向上させる」ことを目的とするものです。ここでは、消防大学校での学びや経験、印象に残った講義や訓練についてお伝えします。

研修の概要

消防大学校入校に先立ち、eラーニングによる必須科目9科目（12・6時間）の事前教育を受講しました（令和7年8月31日から10月14日）。入校後は、総員48名（最高年齢45歳、最小年齢30歳、平均年齢40歳）が、6名1室の寮生活で、寝食を共にしながら学びました。

指揮活動を主眼とした実働型訓練は、計240時間に及びました。その主な内容は、警防活動の理論、戦術、事例、安全管理、図上訓練及び教育技法等の座学研修、指揮者として必要な指揮要領など、多岐にわたるものでした。

印象に残った講義・訓練

■多数傷病者事故対応訓練

本訓練の目的は、現場指揮本部等を設定し、多数傷病者発生時の指揮要領、部隊運用及びトリ

アージ訓練を行い、その対応能力の向上を図るというものです。

まず、午前中に「路線バスと乗用車が衝突した」との通報で詳細は不明」という想定のもと、図上訓練を実施。午後からは「路線バスと乗用車の正面衝突事故により傷病者が多数発生したものと想定を変更したうえで、実働訓練に臨みました。

多数傷病者災害事案において重要なことは、「まず、スイッチを入れる」「指揮宣言で意思決定者をはっきりさせる」ことだと学びました。大隊長としての訓練では、活動方針の決定、活動状況の把握、情報管理及び明確な任務分担の振り分け等の難しさを経験し、指揮者には人一倍の知識、技術、指揮能力が必要であることを実感しました。

■街区火災対応訓練

本訓練の目的は、街区火災における消防戦術及び強風下における消防対策を習得するとともに、火災現場における消防体制の早期確立、指揮隊を中心とした組織的な消防活動及び現場管理等、最大の消防活動効果を挙げるために必要な現場指揮要領を習得することでした。

訓練は、第一現場街区火災発災中に、第二、第三の現場対応にあたるという想定で実施されました。限られた消防力の中で、いかに効率的に部隊を配置するか、早期に隣接応援や県内応援を要請するかなども念頭に置きながら指揮する難しさを実感しました。大隊長だけでなく、指揮本部とし

て活動する情報担当、指揮隊員の助言を得ながら指揮することも大切で、自身の指揮能力および現場観察能力の向上を図り、今後の災害現場で活かしていきたいと強く思いました。

■学生企画総合訓練

本訓練の目的及び目標は、学生が想定訓練を企画・立案し、訓練の進行から実施・検証までを行うことにより、訓練企画・管理能力を高めるとともに、これまでの講義並びに訓練の習得状況を確認することでした。

学生48人が24人ずつの2大隊に分かれ、それぞれの大隊が企画立案した想定訓練「街区火災対応訓練」「複合用途中高層建物等火災対応訓練」を実施しました。

企画立案する過程では、各学生がそれぞれに想いがあるなかで意見を一つにまとめる難しさを感じましたが、課外で時間を作り夜遅くまで話し合うことで徐々に意見がまとまり、最終的にはとてもいい計画を作り上げることができました。今後、所属で訓練を企画していく立場として、本訓練で培った経験を活かしていきたいと思います。

■安全管理

災害現場での安全管理とは「任務遂行を前提とした積極的行動対策」であり、「業務遂行時に受傷者を出さない」ことに他なりません。災害現場においては「不安全環境」が前提であり、物的・



実火災体験型訓練

おわりに

消防大学校のカリキュラムには、非常に濃い充実した内容が組まれており、警防業務に関する高度な知識及び技術を専門的に習得できたのはもちろんのこと、指導者としての資質を養い、消防人としてのみならず、人間的にも大きく成長できたという実感があります。



指揮訓練（図上）



NBC総合訓練



寝食を共にして学んだ仲間たち



日本全国から集まった48名の仲間と共に学んだ日々は、本当に素晴らしいものでした。「市民の命を守りたい」という熱い想いを共有する仲間との深い絆は、私の消防人生にとって大きな財産になると思います。

将来を担う若手職員を育てる使命を遂行するためにも、私自身が成長し続けることが重要であり、より一層職務に邁進し、知識や経験を深めながら、組織の発展に貢献できるよう努めていきます。

結びに、貴重な研修の機会を与えてくださった関係者の皆様、そして快く送り出し、応援してくださった職場の同僚をはじめ、全ての方々に、心より厚く御礼申し上げます。